記載例

給与支払報告 特別徴収 に係る給与支払所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

現年度と翌年度にも該当する場合は両年度に必ず○をしてください。

甲斐市長　殿

令和８年９月１日提出

給与支払（特別徴収義務者）者	所在地	〒400－0115 山梨県甲斐市篠原2610
	フリガナ	カブシキガイシャ　カイサンギョウ
	氏名又は名称	株式会社　甲斐産業
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めで記載

当給者先	義務者番号	事業所指定番号（8桁）
	番号	1
	所属	人事課　人事労務係
	氏名	甲斐　花子
	電話	055-276-2111 内線（123）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	カ イ　イチロウ							
氏名	甲斐　一郎（旧姓：　）							
生年月日	昭和○○年○○月○○日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000 円	6月から 8月まで	9月から 5月まで	8 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由　〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
受給者番号	001							
1月1日現在の住所	甲斐市島上条2254-1							
異動後の住所				35,600 円	104,400 円			

８月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額）140,000円（6月から翌年5月分）

（イ）徴収済額　35,600円（6月から8月分）

（ウ）未徴収税額　104,400円（9月から翌年5月分）

↑

一括徴収税額（納入額と同額）

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	法人番号
	所在地	〒
	フリガナ	
	氏名又は名称	

円を

期限分）から

です。

2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	徴収予定月日	徴収予定日（上記（ウ）と同額）
1. 異動が令和８年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和９年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 25 日	104,000 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

一括で徴収した税額を納入する月

※１月以降の退職の場合は一括徴収が義務づけられています

3. 普通徴収の場合

理由

1. 異動が令和８年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和９年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3. 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4. 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。